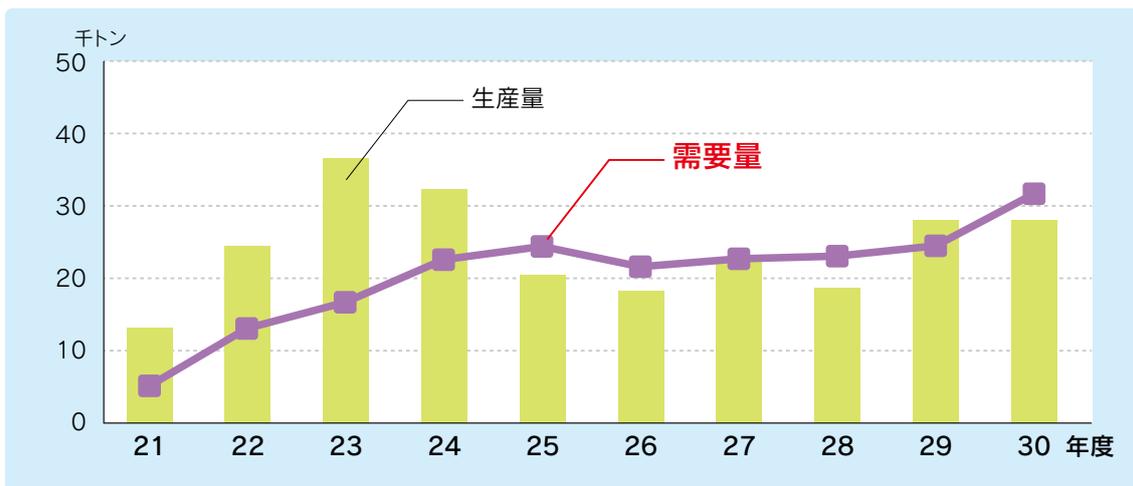


米粉の需要がどんどん増えています!

米粉用米の需要の拡大に伴い生産拡大が求められています。
需要に対して米粉用米の生産量は足りていません。
引き合いの強い今が米粉用米に取り組むチャンスです!



米粉用米の生産量・需要量の推移



なぜ米粉の需要が増えているの?

理由

1

「ノングルテン」として注目され需要が増えています。

米粉は小麦アレルギーの元となる「グルテン」を含んでいないため、小麦粉の代替となる「ノングルテン食品」として注目され、国内だけでなくアメリカ・ヨーロッパでも市場が年々拡大しています。

ノングルテン認証ロゴマーク



米粉認証 加工品認証



小麦アレルギーの人も安心して食べられるね!

理由

2

パン・麺・お菓子・スイーツ・天ぷら粉など米粉の用途がどんどん広がっています。

米粉は最近では、細かく粉にする技術が進化し、様々な加工品が作れるようになりました。

作りやすく美味しいなんて助かるわ!

パンや麺

小麦粉よりもっちりおいしい食感

天ぷら粉

低吸油で、揚げるとサクサク、さっぱりヘルシー

お菓子

粉の粒が小さく使いやすい



飼料用米及び米粉用米の複数年契約 に対する支援が創設されました

- 飼料用米については、平成29年産から作付面積が減少し続けております。また、米粉用米については、近年需要が増加していますが、生産量は伸びていません。
- このような中、**飼料用米や米粉用米のユーザーからは「安定的に供給してほしい」という声**があり、このような需要者ニーズに対応していくことが重要です。
- このため、令和2年度の水田活用の直接支払交付金(産地交付金)において新たに**飼料用米・米粉用米の実需者との複数年契約に基づいた生産**に対して**1.2万円/10a**の追加配分を行います。

ユーザーからのニーズに応じて安定的に供給するために、複数年契約に取り組んでみよう。

計画的に飼料用米・米粉用米を活用するためにも、安定的に供給してほしい。



集出荷団体※

※生産者が実需者と直接契約することもできます。

複数年契約

(3年以上)



実需者

Q1

複数年契約はどのような内容であれば支援の対象になるのですか？

A1

以下の内容を満たす複数年契約に基づいた生産が支援の対象になります。

契約期間：3年以上※1

契約主体：集出荷団体（又は生産者）と実需者（又は実需者団体）

契約内容：以下の内容が含まれていること

- 複数年契約の期間における各年産の契約数量※2
- 販売価格又は販売価格の設定方法
- 契約不履行に対する違約条項

※1 令和2年産から新たに結んだ複数年契約で令和2年産から令和4年産までの3年分を含むもの。

※2 契約数量は、複数年契約の期間内において維持又は増加するものであること。



Q2

作柄の影響等により見込みどおりの収量が得られない場合はどうなりますか？

A2

作柄の影響等により出荷数量が減少した場合も、複数年契約に係る交付額が減少することはありません。

実需者との契約においては、作柄の影響等が生じた場合の調整規定を設けていただくこととします。